

入会金・会費規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第 11 条に基づく入会金及び会費は、本規程の定めるところによる。
- 2 この法人の入会金は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員 5,000円
- 2 この法人の会費は次のとおりとする。
 - (1) 正会員 年額 11,000円
 - (2) 賛助会員 年額 1口以上 (1口50,000円)
- 3 入会金は入会時に、また会費は前年度末までに納入しなければならない。
- 4 正会員の会費は、年額 11,000 円であるが、次のいずれかに該当する者は、本人の申し出に基づき所定の手続を行えば、年額 7,500 円となる。
 - (1) 学部卒業後 2 年以内の者
 - (2) 大学院に在学する者
 - (3) 夫婦とも(1)、(2)に該当せず、かつ機関誌等の配布を辞退したいいずれか一方の者
- 5 本規程の改正は、総会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、1994 年 9 月 20 日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2000 年 3 月 11 日より施行する。
- 3 本規程の改正は、2010 年 6 月 20 日より施行する。
- 4 本規程は、2011 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 本規程は、2011 年 4 月 1 日施行の会費規程を改正したものである。
- 6 本規程は、2015 年 6 月 21 日より施行する。